

サービス利用料金（利用者負担額）【2024年6月1日～】

通所介護（デイサービス）は事業所の規模や所要時間によって費用が設定されています。
高浜安立デイサービスセンターのサービス利用料金（利用者負担額）は以下をご参照ください。サービス利用料金には、車での送迎も含まれます。
利用者負担額は、サービス利用料金の1割ですが、一定以上の所得者は2割または3割となります。詳しくはお問合せください。

要介護状態区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
5～6時間 14時45分まで	570	673	777	880	984
6～7時間 15時45分まで	584	689	796	901	1,008
7～8時間 16時45分まで	658	777	900	1,023	1,148
サービス提供体制 強化加算Ⅰ	1回利用につき22単位				

※自己負担額は、合計単位に地域単価「10.14円」をかけた後の1割分となります。
※2割負担または3割負担の方は、自己負担額がおよそ2倍または3倍となります。
※上記以外に1カ月の介護保険サービス利用料の9.2%を介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)として請求させていただきます。

- 上記以外に入浴サービスを受けられた場合、入浴介助加算(Ⅰ)40単位が加算されます。
- 介護保険からの給付に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の提供

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
料金：1回あたり650円（おやつ代含）

②通常の事業実施区域外への送迎

- ・通常の事業実施地域以外の地区に住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、送迎費用として下記料金をいただきます。
通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートルあたり 50円

③外出行事等に関する入場料

- ・外出行事等に関する入場料については、実費をいただきます。

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）【2024年6月1日～】

介護予防・日常生活支援総合事業とは、機能回復訓練など高齢者本人だけではなく、高齢者本人を取り巻く環境や地域も含めてアプローチができるように介護予防事業を見直した事業です。年齢や心身の状態を考慮して自立支援に関する取り組みを推進するために、リハビリを中心とした介護予防の機能強化を図るように構成されています。利用料金については、サービス内容に応じて市町村が単価や利用者負担を設定します。

通所サービス A サービス区分 A7 利用料金

状態区分	基本利用料（月）	利用回数	加算（月）	
事業対象者	¥1,200	週1回程度	介護予防改善加算Ⅰ ¥100	介護予防改善加算Ⅱ ¥400
要支援1				
要支援2	¥2,400	週2回程度		

通所サービス A サービス区分 A6 利用料金

状態区分	基本利用単位（月）	利用回数	サービス提供体制強化加算Ⅰ（月）
要支援1	1,798単位	週1回程度	88単位
要支援2	3,621単位	週2回程度	176単位

※自己負担額は、合計単位に「地域単価10.14」をかけた後の1割分となります。
※2割負担または3割負担の方は、自己負担額がおよそ2倍または3倍となります。
※介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)（所定単位数の9.2%）が別に加算されます。

介護予防・日常生活支援総合事業の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

①食事の提供

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
料金：1回あたり650円（おやつ代含）

②外出行事等に関する入場料

- ・外出行事等に関する入場料については、実費をいただきます。